

一宮市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和45年法律第84号）第107条の規定に基づく地域福祉計画及び地域福祉活動計画並びに第106条の5に規定する重層的支援体制整備計画並びに再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第65号）第8条に規定する再犯防止推進計画（以下「一宮市地域福祉計画」という。）を策定するため、一宮市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の事務は、一宮市地域福祉計画の策定に関し、幅広い視野と専門的な見地から意見を述べることとする。

(組織)

第3条 委員会は、18人以内の委員で構成する。

2 委員は、学識経験者、関係機関及び関係団体の代表、公募による市民その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれを選任する。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、過半数の委員の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉部福祉総務課で行う。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(身分)

第8条 委員の身分は、非常勤の特別職とする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って決定する。

付 則

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後、初めて開催する委員会は、福祉部長が招集し、当該委員会において会長が選任されるまでの間は、福祉部長が議長を務める。